

北朝鮮における社会主義経済管理体制の持続と 新経済政策の展開

齋藤 頼之

はじめに

I 社会主義経済管理体制

II 新経済政策

おわりに

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）は第3次7ヵ年計画（1987～1993年）以降、長期経済計画を公表しておらず、公表される数値は定期・不定期間における一部計画指標の実績増加「率」と「量」程度となっている。

このため外部世界が北朝鮮経済を研究対象とすることは困難となっており、日本国内の政策研究もきわめて少数である。最近の研究として2013年3月に刊行された三村論文¹は、北朝鮮経済の概論に始まり、これまでの経済改革についても言及がある。ただ、「下からの市場化」の拡散に注目するあまり、「党」と「国家」による管理・統制機能と、その下での市場抑圧的・反市場的な政策効果を軽視し過ぎているのではないかと考えられる。同年10月に発表された文聖姫論文²では、計画経済と市場機能が今日の北朝鮮で現に共存し相互補完関係にあることを現地調査に基づき指摘している点が興味深い。

本稿は、今日の北朝鮮当局がいかなる政策調整を実施しているのかについて、公刊資料を中心に検討する。

I 社会主義経済管理体制

北朝鮮当局は「社会主義经济管理」について、社会主義社会における生産・分配・消費

1 三村光弘、「北朝鮮の新政権の経済政策と今後の北朝鮮」、小此木政夫、他、『朝鮮半島の秩序再編』（東京：慶應義塾大学出版会、2013）

2 文聖姫、「朝鮮民主主義人民共和国における計画経済と『市場化』の相互補完関係に関する一考察」、『韓国朝鮮の文化と社会』第12号（2013.10）

という勤労者の経済活動を担保する「指揮機能」と規定、「党」の政治的指導と「国家」の統一的指導、そして計画的な管理運用をその基本原則とみなしている³。最近では社会主義原則を一層強調しつつ、経済活動における実益の確保と经济管理の継続的な改善を要求している⁴。

Iでは、北朝鮮当局が計画経済システムを維持・強化していること、そして調整過程を経ながらも、市場抑圧的・反市場的な政策を展開していることを把握する。

1. 社会主義計画経済の維持

(1) 社会主義経済「固守」

金正日死亡後の北朝鮮当局は「社会主義強盛国家」という単なる修辭に留まらず、社会主義经济管理体制を維持・強化する政策を強調してきた。

例えば、2012年4月に開催された朝鮮労働党第4次代表者会の歴史的意義を強調した金正恩は、後継者としての正統性を誇示すると同時に各経済部門についても言及、「経済事業において社会主義原則を固守」することを要求した⁵。

また、1994年7月6日の経済部門活動家協議会における金日成演説「社会主義経済建設で新しい革命的転換を起こすことについて」の実施から20周年となる2014年7月6日付『労働新聞』記事は、「朝鮮式社会主義」について「主体の社会主義偉業」を完成させる「万年の枠組み」だ、と規定した金正恩教示を宣伝している。さらに、金日成・金正日の「自主」「先軍」「社会主義」路線を「突進」する金正恩の政治指導力を装飾することによって、後継体制の政治的正統性を特筆している⁶。

一方、「社会主義经济管理原則」の堅持を要求した2014年9月11日付『民主朝鮮』論説は、社会主義経済に「資本主義的管理方法」を導入すれば、社会主義経済が「変質」し社会主義の経済的基礎が「崩壊」して資本主義路線に「転落」すると主張、これが「歴史の教訓」だと警告することによって、ソ連・東欧社会主義政権崩壊をイメージさせている⁷。このような北朝鮮当局の確信と警戒の表明は、およそ20年間、一貫していると

3 パク・ヨンクン、他、『主体の经济管理理論』（平壤：社会科学出版社、1992）、12頁、17～23頁

4 ソ・ジェヨン、他、『我が党の先軍時代経済思想解説』（平壤：朝鮮労働党出版社、2005）、286～294頁

5 金正恩、「偉大な金正日同志を我が党の永遠な総書記として高く戴き主体革命偉業を輝かしく完成していこう 朝鮮労働党中央委員会責任活動家と行った談話 主体101（2012）年4月6日」、『労働新聞』2012.4.19

6 「自力更生の軌道に沿い疾走してきた勝利の20年」、『労働新聞』2014.7.6

7 キム・ギョンイル、「主体の社会主義经济管理原則と方法の独創性」、『民主朝鮮』2014.9.11

いってよい。

そして2014年10月22日付『労働新聞』論説は、「客観的経済法則」に依拠する科学性と、「様々な経済的梃子」を「正しく利用」する合理性を強調しているが、やはり「生産手段に対する社会主義的所有」を「擁護固守」し「集団主義原則」を実現する「社会主義原則」が「社会主義经济管理の生命線」だ、と最優先的に規定している⁸。

結局のところ北朝鮮当局は、社会主義经济管理体制の「固守」が最高指導者としての政治的正統性獲得の担保であり政治体制護持の担保である、と累次にわたって表明してきたのである。

(2) 国家計画委員会の機能重視

北朝鮮当局は計画経済に基づく社会主義经济管理体制を堅持、その下で計画策定機関である国家計画委員会の機能を依然として重視している。

例えば、金正恩新年辞を受け電力・石炭・金属・鉄道運輸という「4大先行部門」の強化を宣伝する中で北朝鮮当局は、国家計画委員会が「具体的」、かつ「現実性」ある経済計画を付与せよ、と提示している⁹。

また、大規模水力発電所として建設中の清川江階段式発電所につき北朝鮮当局は、セメント・鋼材・削岩機・掘削機等の建設用資機材を優先的に「保障」（確保）することを国家計画委員会に対し具体的に要求した¹⁰。電力・石炭の生産拡大についても、内閣と国家計画委員会が「経済組織」と「指揮」を「掌握」すべきだ、と指摘している¹¹。

さらに北朝鮮当局は、農業部門を督励し穀物生産の拡大を強調、諸々の営農資材を十分に「保障」する対策の確立を内閣と国家計画委員会に対して要求している¹²。水産部門においても、燃料・鋼材・木材等の資機材調達はもちろん、漁業労働者の生活条件「保障」に至るまで、国家計画委員会の機能と役割が強調された¹³。

人民生活向上を達成するため近年特に重視されている軽工業部門に対しては、国家計画委員会が「条件保障事業」を「正しく」実施し、とりわけ原料・燃料・資材の「保障対

8 キム・ジョンズ、「我々式经济管理方法の確立において提起される基本要求」、『労働新聞』2014. 10. 22

9 社説、「人民経済4大先行部門で革新を起こし国家の全般的経済を活性化しよう」、『民主朝鮮』2013. 1. 17

10 社説、「清川江階段式発電所建設を推進し終了しよう」、『民主朝鮮』2014. 3. 20

11 社説、「冬季の電力、石炭生産を増やすことにすべての力を集中しよう」、『民主朝鮮』2014. 11. 20

12 社説、「すべての力を集中し今年の穀物生産目標を超過遂行しよう」、『民主朝鮮』2015. 1. 27

13 社説、「春季漁獲戦闘をさらに力強く繰り広げよう」、『民主朝鮮』2015. 4. 3

策」を確立して諸部門との「かみ合わせ」（調整）を遺漏なく実施するよう求めている¹⁴。そして全国的事業と規定された山林復旧においては、中央から地方にわたり体系的に組織した「山林復旧戦闘指揮部」の中央機関に国家計画委員会の幹部が配置され、「統一的指揮」を実施することとされた¹⁵。

これら政策展開は、社会主義経済管理体制下における国家計画委員会の計画機能と調整機能、さらに管理・統制機能が依然として重視されていることを反証している。

（3）計画経済管理の強化

北朝鮮当局は経済計画の具体的数値を対外的に公表していないが、計画策定の実務面に現れた事象を勘案すると、計画経済管理を強化している兆候が認められる。

そもそも北朝鮮において経済計画を策定するに際しては、国家計画委員会を頂点とする計画機関が工場・企業所等の各単位に対して計画数値を示達、これを基に各単位が計画草案を提出し批准を受ける制度であったが、計画秩序を強化するため1969年から党及び計画機関と各単位との間で「予備数字」「統制数字」「計画数字」という3段階の計画数値を往復させるように制度変更がなされていた¹⁶。最初の「予備数字」は各単位で策定し計画機関に提出する計画数値、次の「統制数字」は「予備数字」を基に党と国家機関が策定し計画機関を経て各単位へ示達する計画数値、そして「計画数字」は、「統制数字」を基に作成された計画草案を最終調整し、党と国家機関の批准を受け「指令」として確定した計画数値を意味する。この制度は1999年4月の最高人民会議第10期第2次会議で「人民経済計画法」として立法化されていた。

ところが北朝鮮当局は2001年5月、3段階の計画数値のうち「予備」「統制」の2段階を廃止、1段階のみで計画数値を作成する「合理化」措置を取った。この「合理化」の背景について北朝鮮当局は、2005年9月に刊行された経済政策解説書の中で「経済事情」の変化と「膨大な経済建設課題」が提起されたことを挙げ、3段階の計画策定制度については、「計画の実利と現実性」を担保する上で「一連の制約」が存在した、と否定的に指摘していた¹⁷。

然るに2008年1月23日付『民主朝鮮』に掲載された法規解説は、人民経済計画法に「予備」「統制」という2段階の計画数値が復活したことを示唆、さらに2010年4月になって人民経済計画法が修正され、「予備」「統制」「計画」という3段階の計画数値による策定制度が再び採用された。このことは、一度は緩和された複雑な計画秩序を復活さ

14 社説、「軽工業工場で生産正常化の音を高く鳴らそう」、『民主朝鮮』2015.3.21

15 「山林復旧戦闘を力強く展開するための内閣決定採択」、『民主朝鮮』2015.3.7

16 金日成、「一元化計画化体系をさらに深化発展させるために 計画部門活動家協議会で行った演説 1969年7月2日」、『金日成著作集24』（平壤：朝鮮労働党出版社、1983）、119～131頁

17 ソ・ジェヨン、前掲書、303頁

せ、各单位に対する計画機関の管理・統制を厳格化するものであり、“計画経済管理の強化¹⁸”を意味したのである¹⁹。

2. 「市場」の統制

(1) 北朝鮮における「市場」

北朝鮮経済に対する外部世界の関心は、専ら市場経済化に集中しているが、北朝鮮における「市場」は、歴史的に「党」「国家」の政治的統制下にあった。

そもそも北朝鮮では、建国初期から各地に「人民市場」が存在していたが、1950年1月11日付「内閣決定第9号」を以って「農民市場」開設を公示²⁰、同年3月には平壤を始め各道所在地で農民市場が開場した²¹。

当該公示によれば農民市場とは、「一定の地域の市場を整頓」した上で、「屋蓋、露店、積荷場、倉庫等の施設および度量衡機等の商業用の器具を具備」することにより、「農民が穀物、肉類およびその他の農作物を持参し自由に売買して、織物その他の生活必需物資を円滑に売買交易する場所」、と規定されていた。

また当該公示は、農民市場の開設と運営に伴う物質的・財政的負担を国家計画委員会と財政・商業・交通部門の各行政機関、地方人民委員会等に課していたが、同時に、農民市場に対する国家・地方行政機関の管理・統制権限を法的に担保した。そして農民市場の配置、売買品目、必要書類、使用料、管理人、禁止事項に至るまで詳細に規定した²²。このほか農民市場には、農産物を売却した農民が日用品や工業製品を廉価で購入できる国営商店と消費組合商店のほか、国営食堂も併設された。

この農民市場の開設で重要なことは、北朝鮮当局が農民市場を実質的に組織し、北朝鮮当局が農民市場の運用を厳格に管理・統制していた点もさることながら、市場活動家に対する「政治思想教養」を実施するなど、社会主義的な農民市場の性格が当初から明確化されていた点である²³。

18 統一研究院、『月間北韓動向』2010年11・12月号、54頁

19 北朝鮮当局は計画経済管理を強化する一方、一部計画指標については地方、企業所で分担策定する措置をとっている。キム・ソンチョル、「企業の責任感と創造性を高めることができるよう人民経済計画事業を改善する上で提起される諸問題」、『経済研究』2015年第3号。

20 「農民市場開設に関する決定書」、『労働新聞』1950. 1. 15

21 「3月5日から平壤第1農民市場開設」、『労働新聞』1950. 3. 6；「北半部各都市で農民市場一斉に開設」、『労働新聞』1950. 3. 9

22 「農民市場に関する規定」、『労働新聞』1950. 1. 15

23 「農民市場開設は都市と農村間の経済的連携をさらに強固にする チャン・シウ商業相の談話」、『労働新聞』1950. 3. 3

また、農産物を売却した農民のための国営商店と消費組合商店が農民市場敷地内に設置されていた点も重要である。これは、農民市場と国営商店を単に併設したのではなく、農民市場の内部に社会主義商業形態である国営商業網を制度的に組み込むことによって、農民市場における取引利益の一部を国営商店等に吸収させると共に、国営商業網の活性化を意図した市場抑圧的・反市場的政策の一環であった。

そして、北朝鮮当局がおそらく最も重要視していた点は、農民と住民との自由な売買を公認しながらも、「農民以外」の販売行為と「買い占め・投げ売り」等の「暴利」行為を共に厳禁していた点である²⁴。これは「모리간상」（「謀利姦商」）、つまり投機商人の介入を排除した上で、自由市場化、乃至は闇市場化を遮断するという明確な政策目的が存在していたことを証明する。

その後も北朝鮮当局は、自然災害等に対応し穀物取引に対する統制を強化した場合でも、需給状況の改善に伴い統制を緩和した。そして「穀物商人」の取引は依然として禁止しながら、農民に対しては市場での「自由販売」を許可、これと同時に党・国家機関による管理・統制も要求するなど、政策調整を反復・継続した²⁵。さらに「農民市場商業」が活発に運用されていない状況を批判、農民市場を「放任」した「地方商業機関の一部幹部」に対する政治的批判さえも展開していた²⁶。

金日成も、国家の生産供給能力が限定されている社会主義段階においては、農民市場は消滅させることはできず、これを許容するべきだ、と認識していた。また、農民市場を強制的に閉鎖するのは「左翼的偏向」であって、むしろ闇市場や闇取引を助長する結果をもたらす、と指摘していた。そして、国家が全ての商品を十分に生産供給できる程度に生産力が発展し協同的所有が全人民的所有へと転換する時に、これら農民市場が消滅する、と解釈していた²⁷。

このように北朝鮮当局は、農民市場を設置し運用改善のため政策的な保護を与えると同時に、各種規制によって農民市場を管理・統制することによって、農民市場が有する社会経済上の重要な役割を認定していたのであった。

24 商業省商工部長ナム・ジュンゲン、「農民市場の運営は勤労大衆の物質生活を一層向上させる」、『労働新聞』1950. 2. 4

25 「農民の農産物自由販売が展開される」、『労働新聞』1955. 6. 29

26 キム・ウォンサム、『わが国における協同団体商業の発展』（平壤：科学院出版社、1962）、151頁

27 金日成、「社会主義経済の幾つかの理論問題について 科学教育部門活動家が提起した質問に対する回答 1969年3月1日」、『金日成著作集23』（平壤：朝鮮労働党出版社、1983）、465～470頁

(2) 「市場」の拡大

北朝鮮における農民市場は、その後の内外情勢の激変を受け、消滅はおろか、大きく拡大、変質する事態となった。

1980年代末から1990年代初めにかけてソ連・東欧社会主義政権が崩壊、社会主義経済圏も解体した。このため北朝鮮国内においては、これまで求償貿易によってソ連を始めとする他の社会主義諸国から獲得していたエネルギーと工業製品の供給不足が発生、工場・企業所の稼動が中断した。ある工業部門における工場・企業所の生産中断は、他の関連する工業部門での生産中断を悪循環的に深化させた。これに加え、自然災害によって農業基盤が破壊され食糧生産が顕著に減少、国家による生産・供給機能は全面的に、急速に低下していった。

こうした結果、稼動を中断した工場・企業所は原料と資機材を農民市場等で非合法的に処分した。食糧等の配給が途絶した労働者は農民市場で商行為を行い、そこで得た現金で食糧を調達した。協同農場で生産された食糧は国家収買システムに納入されずに隠匿され、農民市場に搬出された。これら現象に伴い商品・貨幣・人が農民市場に大挙流入、市場が膨張・拡散し統制不能となって、結果的に闇市場化した。

この闇市場という経済空間においては、社会主義経済管理体制から離脱した大衆の活動が、投機・暴利、密輸品・盗品売買等の不当・違法行為を伴うようになった。これら闇市場での取引を業として営み、資本を蓄積する一部住民が市場勢力として定着するようになったのであるが、これが所謂「돈주」（「金主」または「銭主」と称する個人の商人、或いは金融業者である。

その後2002年7月1日付で北朝鮮当局は、食糧・農産品の国家収買価格や販売価格を市場価格に接近させる価格改定措置、所謂「7.1措置」を導入し、価格改定に併せた生活費（賃金）改定措置も実施した。これら措置について、「市場論理」で価格決定がなされるようになったとする評価もあるが²⁸、実際は農民から農民市場、闇市場への食糧流出を抑制するという政策目的から実施した措置であり、本質的に市場抑圧的・反市場的政策であった²⁹。

さらに北朝鮮当局は、闇市場を公的経済空間に吸収すべく、2003年頃から大規模な公

28 徐載鎮、『7.1措置以後における北韓の体制変化』（ソウル：統一研究院、2004）、135頁

29 「7.1措置」に関する部内資料によれば、北朝鮮当局は「豚肉商人」より高い国家収買価格を制定したことを以って商人が「自然に」いなくなると指摘する一方、国家収買価格が農民市場より高いからといって商品が「自然に」入ってくると考えてはならず「偏向」を「予防すべき」と警告した。また、農民等が持つ余剰穀物の国家収買を推進すると共に、輸入食糧も国家が統一的に掌握・供給し、住民らがこれ以上「農民市場に執着しないようにするための対策」を強調した。『価格と生活費を再び全般的に制定した国家的措置に関する理解を正しく持つことについて』（平壤：朝鮮人民軍出版社、2002）、4～5頁、15～16頁

営「総合市場」を各地に開設し始めた。そしてこれら総合市場における営業時間・販売品目・価格上限等々の規制措置を制定することによって、市場に対する管理・統制を一層強化した。

だが、このような総合市場の開設や規制措置にもかかわらず、一部の闇市場は、その後も統制・緩和を反復継続しながら一定規模で継続したようである。これは北朝鮮当局が市場経済システムを認容したのではなく、その程度の市場であれば、管理・統制がいつでも可能であり、社会主義経済管理体制に対する本質的な脅威にはならない、と判断されたからであった。

（3）管理・統制される「市場」

北朝鮮の市場経済化につき通説では、計画経済による国家配給制度が「麻痺」し市場が拡散した結果、生計を維持するための市場から富を蓄積する市場へと変化して中間階層が形成され、「党」「国家」の特権階層が権力を背景に市場と中間階層に依存、計画経済が市場経済に「寄生」する現象が生まれ、その結果、住民の大部分が“闇市場経済”に依存して生計を維持するようになった、と理解されている³⁰。市場経済化の拡大によって、北朝鮮の計画経済が「崩壊」した、と主張する論者すらある³¹。

しかしこれら主張は、市場経済システムとしての「市場」と、単なる個人的・限定的・原始的商行為の結合に過ぎない「市場」を混同した議論である。これは、北朝鮮の市場経済化を主張する諸々の論者が、専ら闇市場で生計を維持していた脱北者の見聞だけに根拠を求め、その集積だけで市場経済化を単純に認定しているからである。

この結果、それら論者は市場経済化を過大評価、北朝鮮における個々の「金主」の活動や新たな国家的投資を全て市場経済化とみなし、非現実的なまでの見立てを披瀝するようになっている³²。北朝鮮の市場経済化が体制弱体化を招来するであろうという政治的期待も³³、かかる主張を助長する背景として作用していよう。

30 統一部統一教育院、『2012北韓理解』（ソウル：統一部統一教育院、2012）、133～175頁

31 梁文秀、「北韓の市場化：趨勢と構造変化」、『KDI北韓経済レビュー』2013年6月（ソウル：韓国開発研究院）、69頁

32 例えば一論者は、住宅や発電所建設につき国家財政で負担できず各機関に割当て、当該機関も負担できず個人商人たる「金主」に依存した、北朝鮮の政策が「金主」の事業機会を拡大してやり市場化拡大を助長した、と主張する。だが数年間にわたる多数の建設事業に要する巨額の予算を、個人の金融業者が全額負担するというケースは、西側世界でさえあり得ない。当該論者はその「金主」について、資金規模・調達源・契約内容・金利等々、具体的・現実的な指摘を行うべきである。梁文秀、「2012年北韓の市場動向評価と2013年展望」、『KDI北韓経済レビュー』2013年1月、56頁；同上、「2013年北韓の市場動向と評価」、『KDI北韓経済レビュー』2014年1月、23頁

33 例えば韓国政府系研究所に所属する一論者は、「北韓経済の市場化に対する研究は、市場化拡散自体が北韓当局の統制力弱体化と直結するという点において北韓体制の変化を評価、判断する上で

当然のことながら、北朝鮮当局それ自体が市場を完全に否定しているわけではなく、“市場的な機能”を一部で運用している。上述した農民市場、総合市場以外にも、例えば、工場・企業所で生産した余剰資材を他の工場・企業所と取引する市場、即ち「社会主義物資交流市場」が存在している。

だが社会主義物資交流市場は、名称こそ「市場」であるが、「国家が規定した制度と秩序に従い、企業所相互間で資材を売買する」、と定義されている。また、社会主義物資交流市場は「社会主義的原則」と「国家の統一的計画的指導」の下で運用され、各市・郡の人民委員会と各道の資材供給監督機関とによる二重の監督を受けるほか、取引される物資の種類と範囲が限定された空間である³⁴。つまり社会主義物資交流市場とは、公的機関の管理・統制下で運用される制度であって、外部世界で言う市場メカニズムに物品の取引を完全に委ねる制度ではない。

また北朝鮮当局は、商品貨幣関係を合理的に利用する上で、計画経済と市場を「正しく結合させる」重要性を指摘しているが、市場については、これを「軽視せず適切に利用すべき」であり、「あらゆる経済事業を国家の統一的計画的指導を通じてのみ組織推進しようとする偏向」の「克服」を要求している。だがこれも、「社会主義原則を確固として固守」することがあくまでも前提とされており、計画経済と市場を「正しく結合させる」上では「国営企業」を基本とすること、市場は「補助的に「利用」せねばならないことが明確に規定されている³⁵。

これら北朝鮮当局の政策展開は、北朝鮮が依然として社会主義経済管理体制下において計画経済システムを原則とする経済運用を行っていること、また、農民市場であれ物資交流市場であれ、“市場的な機能”を限定的に容認はするものの、いつでも、どこでも、何でも売買可能な自由市場の如き存在と市場中心の経済運用を容認していないことを表している。そして結果的には、北朝鮮当局によって市場が実質的に管理・統制されているという現実を示しているのである。

II 新経済政策

北朝鮮における新経済政策は、国営企業の経営管理に関する改編措置と、協同農場の作業単位に関する改編措置という2分野から整理される。IIでは新経済政策の導入経緯を鳥

非常に重要な基礎資料」であると研究趣旨を明示した上で、「北韓市場の闇市場化」「北韓経済の脱社会主義化」が一層深化する、と主張する。チョン・ヒョンコン、他、「北韓の市場化現況と経済体制の変化展望」、『2012 KIEP 政策研究ブリーフィング』（ソウル：韓国対外経済政策研究院、2013）、270～278頁

34 ソ・ジェヨン、前掲書、104～107頁

35 ソ・ジェヨン、前掲書、309頁

瞰した上で、国営企業と協同農場それぞれについて個別的に検討していく。

1. 導入経緯

(1) 外部世界における情報拡散

金正日死亡後、新経済政策についての観測報道が外部世界に出現したのは、2012年4月頃からである。

例えば2012年4月26日付『毎日新聞』は、金正恩が同年1月、資本主義的手法の導入も含む経済改革論議を容認する主旨の発言をしていた、と報道した³⁶。また、同年6月26日付の韓国紙『東亜日報』は、1月の金正恩指示により「经济管理方式改善を準備する小組」を内閣に設置、同年8、9月には経済改革方案が完成するとの内容を伝えた³⁷。その後、同年7月25日付の韓国紙『中央日報』は、生産物の処分権を企業・農場に付与する等の自律権拡大を内容とする経済改革措置が10月から実施されると伝え³⁸、同日付の韓国紙『朝鮮日報』は、協同農場改革について作業単位を縮小し家族農と同様に運用、生産物の自由処分枠を大幅拡大する「新经济管理改善措置」が「6月28日」に内部公表された、と明らかにした³⁹。この2012年6月28日に内部公表されたといわれる政策が、外部世界では所謂「6.28方針」という名称で知られる改編措置である。

こうして“北朝鮮当局が経済改革に乗り出した”、あるいは“北朝鮮当局が市場化を容認した”という外部世界の観測が拡散していったのである。

(2) 「研究」段階の新経済政策

だが一連の新経済政策は、市場経済化の容認ではなく、あくまでも社会主義经济管理体制内での部分的・一時的な調整措置、と解するべきである。しかも北朝鮮当局の断片的な主張と現実的な条件を勘案すれば、これら新経済政策は、導入はしたが依然として試験段階にある、とみるのが妥当である。

例えば、北朝鮮当局の直接的な媒体ではないが、それに準ずる朝鮮総聯の傘下媒体『朝鮮新報』2013年5月15日付は、内閣事務局副部長と国家計画委員会副局長の発言を引用、「我々式の经济管理方法」が内閣の指導下で導入されており、一部の工場・企業所、協同農場において独自の経営管理を行う措置が「2012年」から試験的に施行されている、と明らかにした。もっとも当該措置は、報道がなされた2013年中盤に至っても依然として

36 「金正恩氏 資本主義論議を容認 改革に意欲」、『毎日新聞』2012. 4. 26

37 「北ノ・ドゥッチョル副総理組長で‘经济管理方式改善小組’今年初発足」、『東亜日報』2012. 6. 26

38 「金正恩式実用 北、企業自律権大幅認定する」、『中央日報』2012. 7. 25

39 「北農業改革…家族農増やし作物処分権さらに与える」、『朝鮮日報』2012. 7. 25

「討論進行中」で「大部分が研究段階」にあった⁴⁰。

さらに『朝鮮新報』2015年1月23日付によれば、協同農場における生産単位の縮小、即ち「分組管理制」の改編措置につき、農業省局長が前年における肯定的な成果を強調、「よい経験を全国に一般化」する、という方向性を示している。だが同時に、「分組管理制、その中で行われている圃田担当責任制」を全国的に拡大実施する「法的枠組み」を「完備するための一連の対策と措置」が「研究されている」、と説明している。つまり、協同農場にかかる新経済政策の実施については、2015年1月に至っても依然として「研究」段階にあるということ、北朝鮮当局は間接的な表現を以って明らかにしているのである⁴¹。

そして最も重要なことは、北朝鮮当局が公開的な国内媒体を以って新経済政策の内容と施行を公示したことがない、という事実である。

朝鮮総聯の傘下媒体を含め、外部世界に氾濫した報道とは裏腹に、平壤の北朝鮮当局が新経済政策について極めて抑制的な姿勢を堅持している背景としては、当該措置の制度上の不具合が将来的に発生した場合には、内部的に処理することがいつでも可能となり、従前の政策への回帰・撤退も容易、副作用も最小化できる、という政策的な計算が作用している。このことは今般の一連の新経済政策が、中央指令型社会主義経済管理体制に重大な影響を与えるため大々的に公開し実施することを避け、北朝鮮当局が特に慎重になっていることを反証している。

2. 国営企業改革

(1) 経営自律権の拡大

今般の新経済政策において、工場・企業所という国営企業改革と関わる部分につき2013年10月1日付の韓国紙『東亜日報』は、新たな経済管理体系にかかる集中教育が工場・企業所幹部と財政幹部を対象に実施されたと報道、当該措置が「2014年1月」から全面導入されるとの前提で、「基幹産業」「軍需産業」以外の全ての工場・企業に対し経営上の自主権が100%近く付与される、と紹介している⁴²。

これに対し、北朝鮮の国内媒体では国営企業改革についての公示も、個別具体的な工場・企業所における措置も確認されないが、朝鮮総聯の傘下媒体では改編措置の内容が一部、公開された。

例えば、平壤基礎食品工場の事例によると、「社会主義的分配原則」という前提で「従

40 「内閣関係者インタビュー 社会主義原則の固守、国家の統一的指導」、『朝鮮新報』2013. 5. 15

41 「科学技術と経済管理を掌握し穀物増産 人民の食べる問題解決を」、『朝鮮新報』2015. 1. 23

42 「北「計画経済→市場経済」方向転換推進」、『東亜日報』2013. 10. 1

業員達の労働力を考慮、それに伴う生活費を与える措置」を採用し、「一部の従業員の生活費が引き上げられた」、という。また、「国家計画を離れて工場が自ら買った原料を以って拡大再生産した製品については、国家との討議の下で、工場側の考えどおりに価格を調整することができるようになった」と述べており、「国家との討議」を前提としながらも、工場・企業所側の自律性が大幅に拡大された⁴³。

また、平壤326電線工場の事例によると、時間外勤務や技術改善に対する報酬が別途支払われるようになった。そしてこれら物質的刺激の付与と共に企業所独自の経営権拡大によって、2013年の事業実績が前年比「1.7倍」に伸長した、とされる⁴⁴。その後、これら国营企業の経営管理制度にかかる改編措置については、「社会主義企業責任管理制」という名称で導入されている事実も新たに判明した⁴⁵。

（2）強化せざるを得ない管理・統制

国营企業の経営管理制度にかかる改編措置の全体的な実施状況が依然として公表されない中で、外部世界がこれを評価することは困難である。だが、これまで判明した内容で検討する限りで言えば、改編措置の効果は極めて限定的、と解される。

例えば、国营企業の経営権拡大については、「基幹産業」が除外される、といわれている。だが、北朝鮮における基幹産業とは、電力・石炭・金属・機械のほか鉄道輸送という重要産業部門を意味する。したがって、基幹産業に経営権拡大を認めないということは、北朝鮮におけるほとんど全ての重要産業部門が経営権拡大の対象から除外されることになる。つまり経営権拡大の対象として想定されるのは、軽工業と商業・サービス部門程度に過ぎない。

ところが、2013年3月の「全国軽工業大会」で発言した金正恩は、「生産された製品が違法に取引される現象」を強く批判している⁴⁶。このことは、軽工業部門における生産物の処分権が依然として「党」と「国家」によって管理・統制される対象であることを明白に示している。結局、軽工業を含むほとんどすべての産業部門において「党」と「国家」による調整機能が要求される、というわけである。

そして、各単位の賃金が物質的刺激の付与として任意に設定されることは、当該単位内部での生産競争心理の刺激にある程度作用すると仮定しても、他の単位、他の産業部門との賃金格差が著しく拡大すれば、相対的に低賃金職場に勤務する労働者の生産意欲低下の原因となり、職場離脱を刺激する要因になる。職場配置に対する不満が拡大することは、北朝鮮当局にとって好ましい事態ではないはずである。

43 「姿一新した平壤基礎食品工場」、『朝鮮新報』2013. 11. 18

44 「平壤326電線工場 労働者の給料を大幅アップ」、『朝鮮新報』2014. 2. 7

45 「光明星節慶祝で社協研究討論会」、『朝鮮新報』2015. 2. 18

46 「敬愛する金正恩同志が全国軽工業大会で行った演説」、『労働新聞』2013. 3. 19

したがって、これら各種の賃金引上げ措置についても実質的には、依然として「党」と「国家」の管理・統制下にある、むしろ必然的に管理・統制下に置かざるを得ない、と解すべきである。

3. 協同農場改革

(1) 分組政策の展開

北朝鮮の協同農場と関連して実施されている新経済政策とは、作業単位の縮小に関する政策である。

北朝鮮の協同農場には「作業班」が設置され、その作業班の下部組織として15～20名から構成される個別作業上の末端単位「分組」が設置されている。この分組を協同農場の集団的な生産や労働、分配の基礎組織とする制度が「分組管理制」である。

この分組管理制は1965年5月、江原道淮陽郡浦泉協同農場を視察した金日成が提起し試験的に導入された制度であり、同年11月の朝鮮労働党中央委員会第4期第12次全会会議で全国的に正式導入⁴⁷、その後においても北朝鮮当局は分組管理制について調整作業を反復継続し、分組規模の縮小などの措置を取ってきた⁴⁸。

この過程で北朝鮮当局は、分組規模については大規模とするか小規模とするかを一律的に規定するのではなく、「農村技術革命、特に機械化の発展程度、農村経営の管理運用水準、農民の思想意識水準等によって規定される」、と主張してきた⁴⁹。つまり、分組規模の大小は、必ずしも全国一律的ではなく、農業機械化の進展や農作業の個別具体的な特性と無関係に決定される政策ではないのである。

もっとも北朝鮮当局は、分組管理制の優越性に言及することはあっても、最近の制度改編の具体的内容について、公開媒体では公示してこなかった。

例えば、2013年4月19日付『民主朝鮮』に掲載された平安北道龍川郡協同農場経営委員会委員長の署名論説は、分組規模を適正化する問題に言及、従来「15～20名程度」だった分組規模を「合理的」に、労働力構成も「適切に」実施したと指摘したものの、具体的な分組規模については明言しなかった⁵⁰。

47 金日成、「党事業を強化し国の経済管理を上手に処理することについて 朝鮮労働党中央委員会第4期第12次全会会議で行った結論 1965年11月15～17日」、『金日成著作集20』（平壤：朝鮮労働党出版社、1982）、39～41頁

48 例えば、2002年7月の「经济管理改善措置」（「7.1措置」）実施後、キム・ヨンスル貿易省副相が協同農場の分組につき、「さらに小さい単位にできる権限も与えられた」と指摘、「圃田担当制」の実施について言及した。「統一的指導強化、下部に多くの権限」、『朝鮮新報』2004.12.13

49 ソ・ジェヨン、前掲書、319頁

50 リ・ミョン Chol 龍川郡協同農場経営委員会委員長、「分組管理制の生命力を高く発揮する上で

また、2014年1月10日付『労働新聞』に掲載された農業省幹部複数に対する取材記事では、江原道淮陽郡浦泉協同農場等「多くの農場」において分組管理体制を「正しく実施」したと紹介したが、2013年の収穫について「飛躍的な成果」があった、と指摘するに留まっていた⁵¹。

このように北朝鮮当局は、分組管理体制の改編措置を具体的に公示することについてきわめて消極的であった。これは分組規模の縮小によって協同農場が解体し、農場員の個人農化、さらに「非社会主義化」が拡大・拡散することに対する北朝鮮当局の警戒心の反映、と解される。

（2）「圃田担当責任制」の導入

一方、北朝鮮当局が直接発行する媒体ではないが、朝鮮総聯の傘下媒体は、2014年1月頃から分組管理体制につき断片的ではあるものの、具体的な内容を公開し始めた。

例えば、『朝鮮新報』2014年1月20日付は、分組管理体制につき分組規模を従来よりも縮小した「圃田担当制」として「3～5人」が農作業を実施するように制度改編していることを明らかにした⁵²。今般の分組管理体制の改編措置と関連して「圃田担当制」という制度名称と共に、分組規模について具体的に言及したわけである。

また『朝鮮新報』2014年2月7日付は、黄海南道載寧郡三支江協同農場における圃田担当制の内容と改編経緯、そして新たな現物分配制度につき、農場管理委員長の発言を引いて比較的詳細に紹介した。これによると、同農場には作業班「9個」、分組「36個」が存在し、各分組が「約22名」で構成されていたところ、圃田担当制導入により「約5名」が一組となり作業を担当することになった。その上で、圃田担当制と同時に「現物分配制度」を導入、国家納付分を控除した残余の穀物現物を農場員に支給するようになった。そして農場員は、支給を受けた穀物現物を国営の「穀物販売所」に搬入、市場価格と同様の価格で売却できる制度が導入された⁵³。その他、農産物を売却した農場員に対し交換形式で低価格商品を提供する制度も導入された⁵⁴。

ここでは分組管理体制の改編措置として、農場員の生産意欲を刺激する圃田担当制と共に現物分配制度を導入しながらも、穀物販売所によって余剰穀物を国家が吸収し市場への流出を抑制、さらに国家が農場員に商品を提供するという、市場抑圧的・反市場的な制度趣

把握した重要問題』、『民主朝鮮』2013. 4. 19

51 「党が提示した穀物高地占領のための闘争課題 農業省活動家と行った話」、『労働新聞』2014. 1. 10

52 「労働者、農民が主人らしく働く条件を保障 主体思想を具現した《我々々の経済管理方法》」、『朝鮮新報』2014. 1. 20；「当事者に相応の権限付与」、『朝鮮新報』2014. 2. 7

53 「三支江協同農場 農民の意識改革と増産」、『朝鮮新報』2014. 2. 7

54 「社会主義経済、活性化の戦略」、『朝鮮新報』2015. 3. 6

旨が明白に看取される。

そして、分組管理制の改編措置の内容を公表することに消極的だった北朝鮮当局も、抽象的・間接的ではあるが、国内媒体で明らかにするようになってきた。

例えば2014年2月の「全国農業部門分組長大会」に宛てた金正恩書簡は、「最近、農場員の生産意欲を高めるため分組管理制の中で圃田担当責任制を実施するようにしました」と言及した⁵⁵。この圃田担当責任制と先般の圃田担当制とは同義である。

また2014年2月24日付『労働新聞』に掲載された黄海北道新溪郡の模範事例によると、郡党委員会と行政機関幹部の妻、さらにサービス部門等で働く女性「2000名」を新たに各農場に配置し、分組規模を「正しく定め」たとした上で、大坪協同農場では「15個」、丁峯協同農場では「13個」、亀洛農場では「12個」、邑協同農場では「7個」等々、同郡内に「百数十個」の分組を「新たに組織」した⁵⁶。従来規模の分組を大々的に拡大し得る耕作地の拡大がなかったはずであるにもかかわらず、分組員と分組数を拡大したということは、分組規模を大幅に細分化したことを間接的に示している。

さらに2015年2月6日付『労働新聞』に掲載された平安北道龍川郡楊西協同農場の模範事例によれば、分組に「平均4～5名」から構成される「組」を設置、この「組」が「数百ヶ所」に達した⁵⁷。そして2015年4月7日付『労働新聞』に掲載された平安北道宣川郡石和協同農場の模範事例によれば、「1家庭の家族と一緒に作業する」組織を中心に分組を「再構成」し、「営農技能水準」と「労働人数」を「適切に配合」して「作業組」を「再組織」した⁵⁸。

細部組織の名称と構造については明確ではないが、何れにせよ、北朝鮮当局は分組の下部組織として、新たに「組」という組織編制について言及したわけである。

以上のように北朝鮮当局は、抽象的・間接的ながら、分組管理制とその改編形態と見られる圃田担当責任制について言及している。だが、分組管理制の制度改編に際し、国内の公開的な媒体上で公示していないこともまた事実であり、部分的に言及した内容においても僅かながら齟齬が認められる。

これら北朝鮮当局の政策展開は、協同農場解体へと連動する可能性を持つ分組規模の縮小措置について、北朝鮮国内の媒体で大々的に、詳細に公示することが依然として困難なほど機微な問題であること、そして圃田担当責任制という制度名称については確定したものの、細部については今なお調整中であり、したがって、制度としては依然として試験段階にあることを明確に示しているのである。

55 金正恩、「社会主義農村テーゼの旗を高く掲げ農業生産において革新を起こそう 全国農業部門分組長大会参加者に送った書簡 主体103(2014)年2月6日」、『労働新聞』2014.2.7

56 「2000名余の女性達が農場進出 百数十個の分組を新たに組織」、『労働新聞』2014.2.24

57 「効果を表した圃田担当責任制」、『労働新聞』2015.2.6

58 「昨年に穀物1,000tを増収した宣川郡石和協同農場活動家の事業から」、『労働新聞』2015.4.7

（3）党的・国家的管理下の分組改編

このように制度としては依然として細部調整中とみられる圃田担当責任制であるが、名称の如何や組織構成については格別、分組管理制の改編措置にかかる制度趣旨は明白である。実際のところ、分組管理制の改編措置は、協同農場解体や個人農育成を目的とした分組規模縮小ではなく、党的・国家的な管理・統制の下での分組規模縮小、と解するべきである。

例えば、2013年1月中旬から同2月上旬までの間、各市・郡毎に分組管理制の運用に関する5日間の「分組長講習」が初めて開催された⁵⁹。2014年2月上旬には、これら分組長を対象とする「全国農業部門分組長大会」が、やはり初めて開催された。分組長を大々的に動員したこれら行事の開催は、分組管理制の末端に位置する分組長に対する党的・国家的な管理・統制を北朝鮮当局が強化したことを示している。

とりわけ分組長大会において北朝鮮当局が強調していた点は、分組が「集団生活の細胞」であるとする集団農業的な規定であった。また北朝鮮当局は、分組を「党の農業政策貫徹の基本戦闘単位」、「農業勤労者の心臓部に根を下ろした社会主義農村の強固な基層単位」と再定義した上で、分組の強化と共に分組長に対する指導、思想教養事業の強化を「農村党組織」に要求した⁶⁰。このほか、分組管理制に言及した同年3月28日付『労働新聞』社説では、「農業生産は単純に米や肉、野菜を生産する実務の事業ではなく、領袖決死擁護戦・社会主義守護戦である」⁶¹、と強調された。

そして最近においても、「党」と「国家」が協同農場と分組を実質的に管理・統制している事象が観測されている。

例えば、2015年1月14日付『労働新聞』に掲載された平安南道成川郡の模範事例によると、同郡党組織では協同農場作業班傘下の各分組を郡機関活動家に「固定的に担当」させると同時に、「担当分組手帳」制度を導入した。

この担当分組手帳は、各分組の耕地面積と穀物生産計画、品種配置、播種・施肥等々、各分組の具体的な営農情報を記載しているほか、各分組に対する今後の実地指導日・内容までも記録させる形式となっており、しかも郡機関活動家はこれを郡党委員会に提出、郡党委員会がその内容について成果と欠陥を具体的に、毎月定期的に「分析」し「総括評価」するシステムとなっている⁶²。さらに同郡の一協同農場においては、農場の土壌状態や作物の品種・播種量、植え付け数、施肥の時期と量という営農情報を記載した「圃田別カード」制度を傘下の作業班と分組に導入した⁶³。

59 「併進路線と人民生活向上 各省活動家連続インタビュー（1）」、『朝鮮新報』2013. 6. 7

60 社説、「農業部門分組長は党の農業政策を決死貫徹する旗手になろう」、『労働新聞』2014. 2. 6

61 社説、「農業部門分組長は自己の任務に限りなく忠実となろう」、『労働新聞』2014. 3. 28

62 「中間地帯農業で成果を挙げた成川郡活動家の事業から」、『労働新聞』2015. 1. 14

63 「圃田担当責任制と科学農業の主人 成川郡邑協同農場から」、『労働新聞』2015. 5. 11

また、2015年4月7日付『労働新聞』に掲載された平安北道宣川郡石和協同農場の模範事例によれば、党組織の指導の下で協同農場活動家が全ての分組を巡回、農場員の技能水準と人数によって分組を合理的に「再構成」した。さらに、穀物の国家収買計画を農場員に周知させ、国家収買分を収穫全体量の中から確保していくため「m²当たり管理制」を適用した⁶⁴。

そして、2015年6月10日付『民主朝鮮』に掲載された平壤市兄弟山区域協同農場経営委員会委員長の署名論説では、同農場経営委員会が過去10年間のha当たり穀物収穫高と土壌測定計器による地力評価を改めて実施、区画別の土地等級を決定して「収穫高基準」を確定し「農業生産の計画化」を実現した過程が紹介されている⁶⁵。

さらに、2015年9月25日付『労働新聞』に掲載された平安南道平原郡石橋協同農場の模範事例によると、農場管理委員会が営農作業工程全般を把握するため、圃田別の土壌特性と作物品種、営農工程毎の日程計画、穀物生産計画を分組別・農場員別に構築した「筆地別計算プログラム」を導入、コンピューター管理により農場員が「指令計画」の下で作業する体系が整備された⁶⁶。

これら事実は、作業単位を縮小した各分組が自由な生産活動を行っているのではなく、各分組が「党」と「国家」の指導、管理・統制の下で生産活動を行っていること、「党」と「国家」が各分組の耕作地状況から予想収穫高に至るまで調査・把握し、国家収買量まで担保していることを明白に意味している。

つまり北朝鮮当局は、今回の分組管理制の改編措置によって分組規模を縮小しても、これを以って協同農場を解体し分組を個人農に転換する政策意図は全く存在せず、むしろ「党」と「国家」が細部・末端に至るまで分組と分組長を掌握することによって、協同農場と分組に対する党的・国家的な管理・統制を維持・強化する政策意図を明確に示したのである。

おわりに

北朝鮮当局は社会主義経済管理体制を堅持しながらも、市場機能の一部受容、国営企業の経営自律権拡大、協同農場の作業単位縮小等々の措置を取ってきた。外部世界では、これら措置が計画経済放棄・市場経済導入・集団農業解体であると恣意的に解釈し、将来的に体制転換、乃至は体制崩壊へと転じていくことへの期待感が存在する。

64 「昨年に穀物 1,000t を増収した宣川郡石和協同農場活動家の事業から」、『労働新聞』2015. 4. 7

65 兄弟山区域協同農場経営委員会委員長キム・ミョンファ、「圃田担当責任制を正しく適用する上で重視した諸問題」、『民主朝鮮』2015. 6. 10

66 「分組管理制の中で圃田担当責任制を実情に合わせ適用した平原郡石橋協同農場活動家の事業から」、『労働新聞』2015. 9. 25

だが、北朝鮮当局の現実の政策展開を勘案すると、「党」と「国家」による管理・統制が強化されている。計画数値こそ公表されないが、一旦は緩和された計画管理は再度強化されている。体系的な市場経済システムは依然として存在せず、一部受容されている市場機能は「党」と「国家」の管理・統制下にある。国営企業に付与された経営自律権はきわめて制限的、そして分組規模縮小という協同農場の改編措置では、むしろ「党」と「国家」による管理・統制を強化しており、しかも市場抑圧的・反市場的政策と一括して実施されている。

つまり近年の新経済政策は、部分的に見れば計画経済放棄・市場経済導入・集団農業解体と言えなくもないが、全体的に見れば、社会主義経済管理体制を維持するための調整措置である。

このように、北朝鮮における一連の新経済政策については、社会主義経済管理体制を維持するために「引き締め」→「緩和」→「引き締め」→「緩和」→…という無限のサイクルの中で取られた措置の一環に過ぎない、という見方が経験則的に妥当しよう。これは即ち、社会主義経済管理体制下にある北朝鮮経済の政策調整能力、復元能力が依然として“健在”であることを示してもいるのである。（了）

キーワード 北朝鮮経済、社会主義経済管理体制、市場経済化、新経済政策、分組管理体制、圃田担当責任制

（本稿は公益財団法人日韓文化交流基金2013年度訪韓フェロウシップによる研究成果『北朝鮮の総合的国力に関する研究』の一項目を基に執筆したものである）

（SAITO Yoriyuki）